

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明るなる民主的労働組合としての健全なる發展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

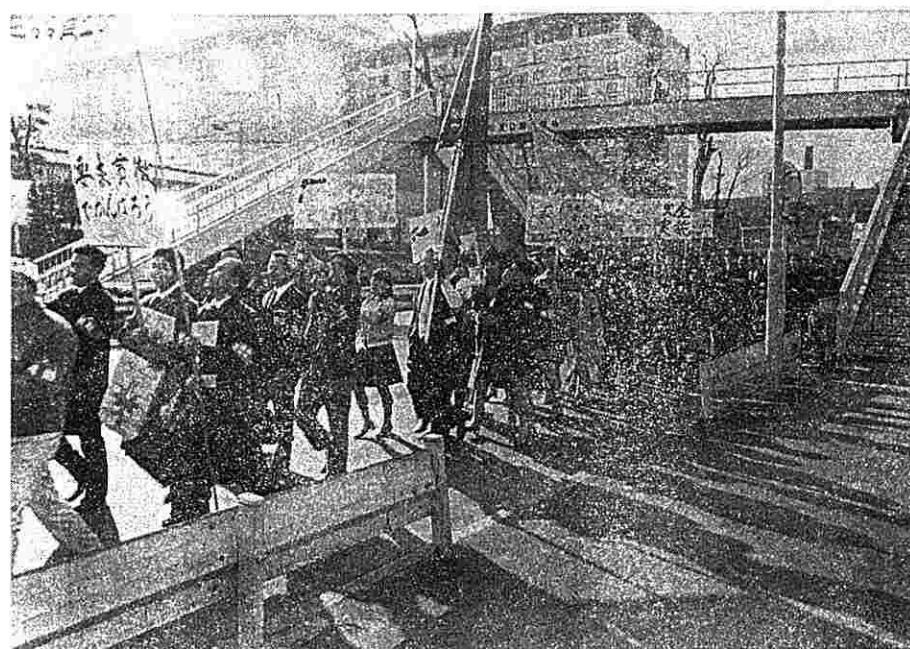
日赤新労ラマース

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
略称「日赤新労」
東京都港区西新橋3 14-5
Tel 東京434 7080
発行責任者
山 景 勇

十一月二十七日、ベア総決起集会のため芝公園二十三号地に
集結した全国各単組代表者達。



ベア斗争盛り上る々



気魄に充ちたデモ行進。

昭和四十四年度ベア斗争の焦点

社長に面接決議文を読みあげる。



(決議文)

吾々日赤新労は、本年四月以来人事院勧告の完全実施を要求してきた。しかるに本社は医療費改定を理由として、実施時期の明確な回答を示さないまゝ今日に至つた。
吾々は本日悲壯な決意のもと、日赤新労全国総決起集会を開催し、その名に於て即刻人事院勧告を完全実施するよう再度要求する。

ベア統一行動の一端

胸章をつけて職場の空気を盛りあげる。



医療労働者の悲痛な訴えをアピールするため、道行く人にチラシをくばる組合員。

愛知県血液センター単組

拡大中央委員会開催

昭和四十四年十一月四日より

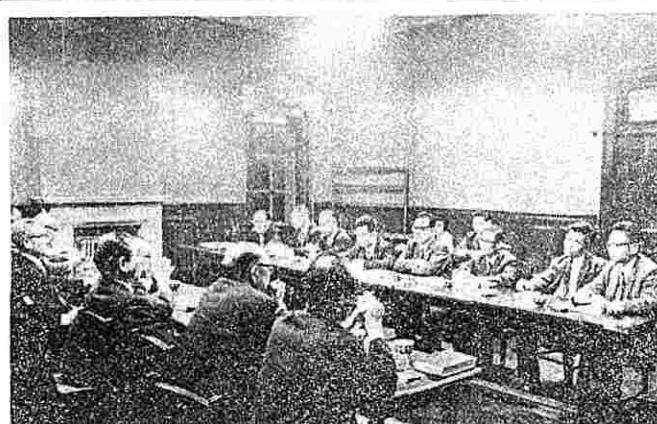
十一月五日まで

(於芝増上寺)



ベア斗争の重大時期を迎え、単組代表者を加えた、所謂拡大中央委員会が、ベア団交を中心に挾み、東京港区芝増上寺に於て開催された。(詳細別記)

拡大中央委員会に出席の代表中央委員を交え、十一月四日午後五時より、ベア団交が開催されたが、本社は「人効の線に沿った内容とする」としながらも、実施時期については「五月実施は不可能に近い、困難である」と繰返すのみで進展を見なかつた。



44. 11. 4

実施時期の回答を迫る団体交渉

昭和四十四年十一月四日

十一月五日まで

(於芝増上寺)

○四月十九日
人事院勧告の完全実施の要求を本社に出す。

- 七月二十四日
他労働団体から出された調停申請に対し、中労委の次のような調停案が出された。
「春斗における大企業のベアが一五・六%であるので、これを基に労使で協議すること。実施については、医療費改定を前提として、八月実施が適当と考える」
- 八月十五日
人事院勧告出る。
- 八月二十六日
中央委員会開催(岐阜)
(署名運動
ハガキ戦術
専従役員常駐
個人五〇〇円のカンパ)
- 八月二十七日
団体交渉
人・効か調停案が本社の態度ハツキリせず。
- 九月一日
ベアに対する要請書発送
(施設長、事務局長、院長、事務部長宛、
本社人・効尊重の態度示す)
- 九月十六日
労使協議会
- 十月九日
社長に面接署名簿提出
(六〇〇余名署名)
- 十月十六日
本社ベア五月実施を拒否す。

○十月二十日
専従役員常駐スタート

○十一月四日～五日
(+) 目標はあくまで人・効完全実施。

(+) 新労全国総決起集会並びにデモ行進を決行する。

(+) 交渉の結果によつては臨時大会を開き統一スト権を確立する。
(+) 年末手当三四割+(+)一律五、〇〇〇円の統一要求決定。

○十一月四日
団体交渉

拡大中央委員会第一日の決定に基き出席の代表中央委員を交え、団交を行つたが、医療費の関係で実施期日の問題進展せず。

○十一月十四日
(+) 胸章斗争を一一・二〇日より実施すること。

(+) 世論にアピールする(チラシの配布)
(+) 職場集会を開くこと。

○十一月二十四日
団体交渉

(+) 医療費改定未解決をタテにベ・ア実施時期回答せず。
(+) 年末手当について非公式に三一割(+)-一律二、五〇〇円を示す。

○十一月二十七日
全國総決起集会開かる。つづいてデモ行進決行。
(チラシ散布、シユビレヒコールを行う)。

○十二月四日
団体公渉

日赤労働者の悲痛な訴え!!

◎ 日赤の給与は、國家公務員に準じています。

私達日赤職員の給与体系は、大体国家公務員の給与に準じた体系で行われています。

この公務員給与が、民間企業にくらべ低いとして、人事院は、五月にさかのばつて引きあげるよう助言しました。

◎ 体系は公務員並みでも、必ずしも公務員に準ずる必要はないと云う日赤本社医療費の改訂がなく赤字財政では負上げもむつかしい。人事院勧告通りなどもつてのほかとソツボをむき、患者さんの負担増となる医療費改定を唯一の武器として実施時期の引きあげを策しています。

そして、過去数年来、公務員より、数ヶ月もおくれて実施しています。

◎ 物価上昇は、私達だけを除外してはくれません。

最近の諸物価の高騰は、私達の生活に容赦なく負いかぶさっています。

決して日赤職員だからと見逃してはくれません。

◎ 私達にも生活権はある筈です。

いかに日赤職員だからといつて、日赤博愛精神だけでは生活できません。

私達も同じ国民であり、普通の労働者です。

人並みの生活をする権利はある筈です。人並みの生活が維持されこそ、私達医療従事者に真の医療奉仕ができるのです。

人並みの生活と、よりよい医療奉仕を求めて

人事院勧告どおりの

要求を掲げて斗つています

私達は、看護婦さんなどの、人手不足の中にあつて、無理な労働を強いられながらしかし、それにも限度があります。きびしい労働に、バタバタと倒れる人があるから

ですそして又、給与のいゝ、他の病院や事業所に移つて行つてしまふからです。

最低の、生活保障である、人事院勧告の完全実施を求めて斗つているのです。

どうか、皆さんの深い御理解と

暖かい御支援をおねがいします

昭和四十四年十一月

日本赤十字新労働組合連合会

全員本社前庭に突入、社長に面会を、

十二月十日～二十日の間に於て回答を約す。

○十二月二十二日

団体公渉

ベア実施について本社は回答時期を

専従役員常駐スタート

要求事項	了解事項
看護婦夜勤手当	し、交渉した結果
一時間当たり四十円 四十円 (PM十時～AM五時)	一時間当たり四十円 四十円 (PM十時～AM五時)
通勤手当改正時期	最底賃金
人・効通り 六月	二万三千円 二万一千円
(本社回答)	(本社回答)
本社の、今回答は絶対承知出来ぬ。 吾々は、四月から多くの時間と、労力を費やしながら今日迄交渉を続けてきて、そのような誠意のない回答では話にならない。	本社の、今回答は絶対承知出来ぬ。 吾々は、四月から多くの時間と、労力を費やしながら今日迄交渉を続けてきて、そのような誠意のない回答では話にならない。
同日執行委員会	本社の反対もあるが、本社は、決断をもつて九月実施を断行する考えである。
◎ 各単組共職場集会を実施する。	しかし期末手当、その他の雑給を追加しない条件で九月実施とする施設が若干ある。これらの条件を附してもなお、給与改訂の遅れる施設も出るのはないかと現在検討中である。
◎ 本社交渉委員に、本部並びに全単組から抗議電報を打電する。	新労の強い要望もあり、相当数の施設の反対もあるが、本社は、決断をもつて九月実施を断行する考えである。
◎ リボン斗争を強化する。	同協議会終了後、四役会議の結果、中央委員会を急拠上げて一月二十一日と二十二日開催すること決定した。
以上を決定して代表中央委員に、電話等により即時連絡する。	本社団交
(本社回答)	中央委員会を急拠上げて一月二十一日と二十二日開催すること決定した。
○一月十二日	○一月二十一日
団体交渉	本社団交
(本社回答)	中央委員会を急拠上げて一月二十一日と二十二日開催すること決定した。
医療費改訂のない今日、各施設共經營的に非常に苦しいので前回の回答のとおり十月実施のベ・アで了承願い度い。(組合)	日赤新労としては、尚不服ではあるが、諸撤の事情により止むを得ない。しかし今回の斗争により本社にかけた圧力を基に今後の新労の活動を有利に展開できる。
医療費の改訂がない——だから十月実施だと云う本社の回答に対しても、新労と決定した。	以上のようない判断により全員一致妥結

し、交渉した結果	しかも医療費に關係のない、支部及び血液センターについては何月から実施するのか?
要要求	とにかく、本社の余りにも、ご都合主義な、職員不在の考え方に対し、新労と
看護婦夜勤手当	本社は十月実施をゆずらず团交を一方的に決裂と表明したため、吾々团交委員も勿論これに対し激しく本社の責任を追及し席を蹴つたのである。
一時間当たり四十円 四十円 (PM十時～AM五時)	○一月十五日 ベア実施時期に對して、あらゆる角度から検討したが、本年は、昨年より後退しないということで十月実施とした。
通勤手当改正時期	○一月十七日 本社より深謝の意の連絡あり、十七日から検討したが、本年は、昨年より後退しないということで十月実施とした。
人・効通り 六月	○一月十七日 本社より深謝の意の連絡あり、十七日から検討したが、本年は、昨年より後退しないということで十月実施とした。
(本社回答)	○一月十七日 本社より深謝の意の連絡あり、十七日から検討したが、本年は、昨年より後退しないということで十月実施とした。
本社の、今回答は絶対承知出来ぬ。 吾々は、四月から多くの時間と、労力を費やしながら今日迄交渉を続けてきて、そのような誠意のない回答では話にならない。	本社の、今回答は絶対承知出来ぬ。 吾々は、四月から多くの時間と、労力を費やしながら今日迄交渉を続けてきて、そのような誠意のない回答では話にならない。
同日執行委員会	本社の反対もあるが、本社は、決断をもつて九月実施を断行する考えである。
◎ 各単組共職場集会を実施する。	しかし期末手当、その他の雑給を追加しない条件で九月実施とする施設が若干ある。これらの条件を附してもなお、給与改訂の遅れる施設も出るのはないかと現在検討中である。
本社交渉委員に、本部並びに全単組から抗議電報を打電する。	新労の強い要望もあり、相当数の施設の反対もあるが、本社は、決断をもつて九月実施を断行する考えである。
◎ リボン斗争を強化する。	同協議会終了後、四役会議の結果、中央委員会を急拠上げて一月二十一日と二十二日開催すること決定した。
以上を決定して代表中央委員に、電話等により即時連絡する。	本社団交
(本社回答)	中央委員会を急拠上げて一月二十一日と二十二日開催すること決定した。
○一月十二日	○一月二十一日
団体交渉	本社団交
(本社回答)	中央委員会を急拠上げて一月二十一日と二十二日開催すること決定した。
医療費改訂のない今日、各施設共經營的に非常に苦しいので前回の回答のとおり十月実施のベ・アで了承願い度い。(組合)	日赤新労としては、尚不服ではあるが、諸撤の事情により止むを得ない。しかし今回の斗争により本社にかけた圧力を基に今後の新労の活動を有利に展開できる。
医療費の改訂がない——だから十月実施だと云う本社の回答に対しても、新労と決定した。	以上のようない判断により全員一致妥結

第三回 中央委員会開催

四十五年度運動力 針大要決る。

激動の七〇年代を
大なる飛躍の時代と
することを決議す。



昭和四十五年度

日赤新勞運動方針（案）

吾々は一九七〇年代を大なる飛躍の時であると展望する。

その飛躍の達成こそが日赤労働運動の完全制覇と、日赤の近代化の実現への道であり、ひいては、それが全国赤十字に働く者の労働と生活条件の改善につながるのである。

吾々日赤新労は、この七〇年代の第一歩に当る本年は、次の運動を推進し、七〇年代央に向つて強固なる団結のもと、もり上る組合員の斗う意欲をぶつけ、眞の幸せをかちとるべく邁進せねばならぬ。

賃金はすべての労働条件の中心であり、吾々労働者の生活は全てこの賃金収入によつて支えられてゐる。

吾々は、自らの生活向上のため限りなく、この賃金収入の実質的増加を圖らなくてはならない。

日赤新勞が、昭和三十六年結成以来、賃金については、從来あつた給与制度を廃し、公務員給与体系に則り、まずこれに追いつき追いかくことに目標をおき運動を展開し、昨年は二年続いた十月の闘争を破り、前進をみたことは、吾々

日赤新労の力の結集そのものゝ示すものであつた。

しかしながら、最近における異常なまでに高齢を続ける消費者物価や大きく遅れている老後保障その他的生活環境条件に強く圧迫され吾々の生活は新たな貧困と焦燥に追われているのである。

それが為にも吾々日赤新労は、全国赤十字の労働者の生活向上のためにも、この意を充分に理解せしめその力を向上して、本年こそ人事院勧告の完全実施を本社に踏み切らせるべくこの斗いを有利に開展せねばならない。

併せて本年は、吾々の賃金を可及的速みやかに賃金対策委員会を中心にして、先進諸国の赤十字に従事する労働者の賃金水準を検討し、更には国内賃金水準の引きあげに合せ、賃金体系をより近代化し、各種の賃金格差を是正しなくてはならない。

吾々が七〇年代央に向つてこのような目標を掲げて斗いを進めてこそ、はじめて日赤労働者の生活を豊かで健康な明るいものにしてゆくことが出来ると考える。

七〇年代への日赤新労が、この長期計画を基に、労働者生活のビジョンとして描き出し新しい目標に向う為にも人効の完全実施を本年は樹立せねばならぬのである。日赤新労は将来への大巾賃上げの積み上げこそが吾々を新しい繁栄の未来へと飛躍せるものと信じ推進して行かねばならないのである。

その他賃金関係については、次の項を加え要求獲得に邁進せねばならぬ。

〔特殊勤務手当の改善〕

〔期末手当要求貫徹〕
〔看護婦確保手当の新設〕
〔各施設間の給与のアンバラ是正〕
〔住宅手当の獲得〕
〔総合予算の正しい運用〕
〔最底賃金の引きあげ〕
〔昇格基準の改善〕

二、組織の拡大を計り、本部への納入人員数を増加させる。

三、長期的展望にたち日赤新労の活動基金の充実確立を計る。

以上のことを確立し乍ら日赤新労は、各単組並びにプロツクを軸とし、連合体としての機能を更に強化し教宣面においても「日赤新労ニュース」の紙面を充実するため、取材、編集活動を積極的にし、通信、投稿網をも拡充する。

(組織の拡大伸展)

組織の拡大伸展については、吾々日赤新労が経済斗争第一主義に立つて今日迄築きあげてきた輝しい成果と、吾々の基本路線を広く知らしめながら拡大発展を強力に推進せねばならない。

そのためには、組織と教宣が互に連絡を密にするのは勿論、単組、プロツクが一体となり(1)あらゆるチャンスをとらえて日赤新労の方針と活動についてのPRを巾広く赤十字職員に強化する。

(2)昨年に引きつづき初步的な學習会を未加入単組を含め実施してゆく。

(3)各単組或いは各プロツク毎の創意工夫によつて本部と提携して、文化活動やレクリエーション活動を活発にし、各単組間の交流を高めると共に未加入単組未組織施設の職員への参加活動を積極的にする。

以上の活動を単組並にプロツクは本部と密接な連絡をとりながら、それぞれの状態と必要に応じた關係を強化し組織の拡大に一体的に推進する。

（四）赤新労が結成以来、年金制度の創設を主目標の一つとして掲げてきたが、吾々は七〇年代における全国赤十字の労働者の老後保障として今年度は之を確立せしめなくてはならない。

吾々は昨年各単組からの報告をもとに数理的根拠に基き具体案を作成し、関係者に、日赤においても年金制度の確立が充分可能であることを知らしめ、制度の新設の実現と本社交渉を重ねてきた。しかししながら頑迷なる本社は財政難等を理由に応ぜぬ現状である。

吾々は吾々の老後保障なくして日赤の近代化はありえぬと確信し一日も早く年金制度の確立を計らねばならぬ。

併せて退職一時金の改善についても現行の二十五年五十ヶ月の支給では永年勤続者に対する貢献度をみても一〇年は延長し七〇ヶ月を獲得するべく努めねばならぬ。